

評価細目の第三者評価結果

(保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	施設の概要を説明した「保育のご案内」に理念・基本方針が「保育課程」として掲載されている。一方、法人としての理念・基本方針は、「ぼかぼかネットワーク」と云う概念図としての表記はされているが、施設の「保育のご案内」との整合性が明確ではなく、事業計画にも載せられておらず所内掲示もされていない為、職員・保護者への周知にも課題が残ると感じられる。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	福祉サービスのニーズやデータを収集する等、施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境等の確認はされていないが、予算作成の前提として、会計士の指導に基づきサービスのコスト分析や利用者の推移、利用率等の分析は行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	経営状況や改善すべき課題については、理事会において検討され、経営課題の解決・改善に向けて取組が進められているが、その内容について、職員への周知は十分ではない。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中期計画の策定はされていない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	単年度の事業計画は策定されていない。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	事業計画の策定がされていない為、評価・見直しも行われておらず、事業運営のPDCAの確認が出来ない。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画の策定がされていない為、保護者等への周知はされていない。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	「ぼかぼか保育園の自己評価」に基づき、職員も含めた調査が行われているが、結果を組織的に評価する体制が整っておらず、質の向上に向けた取組とはなっていない。又、そのまとめ、総括がされていない為、組織的に評価結果を分析・検討する機能が確認出来ない。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	質の向上に向けた自己評価が実施され、組織としての改善努力の一端は認められるが、その評価が行われていない為、職員の参画の下で改善策や改善計画を策定する事や見直しをする仕組みがない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は、「保育のご案内」に於いて基本方針を明確にすると共に、職務分掌に役割と責任について表明している。又、有事の際の対応についても、園則等に定められている。	10
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	園長は、指導者研修等に参加し、その内容で触れられている法令等は把握し理解しているが、職員に対する周知、又は遵守するための具体的な取組は行っていない。	11
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	園長は、福祉サービスの質の改善のための具体的な取組として自己評価を実施しているが、その中から課題を抽出し、職員の参画の下で改善策や改善計画を策定する事や見直しをする仕組みがない為、組織的な体制とはなっていない。	12
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	園長は、理事長や他の管理者を含め、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて取組を行っているが、組織内(職員含む)に同様の意識を形成するための取組が薄い様に感じられる。	13

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、育成に関する方向付けはされているが、明文化はされていない。又、必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画はない。	14
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	保育に対する姿勢や意識の持ち方等、「期待する職員像等」は明示されており、又、職員の意向や意見を確認する体制は準備されているが、明確な人事基準が策定されていない為、評価基準に基づいた、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価が難しい状況となっている。	15
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、「原則ノー残業」の運営に心掛けており、シフトに付いても職員の事情に合わせた柔軟な体制が取られている。福利厚生については、「福祉医療機構」に加入し職員の便宜を図っている。尚、必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画は策定されていない。	16
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	職員一人ひとりの育成に向けた取組としての目標管理は実施されていない。	17
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	基本方針の中で「期待する職員像」が示されているが、職員の教育・研修に関する計画が策定されておらず、計画に基づく教育・研修は実施されていない。	18
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	外部研修に関する情報提供を適切に行うと共に参加を奨励し、教育・研修の場に参加できるよう配慮しているが、職員一人ひとりの教育・研修に関する計画は策定されていない。	19
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生については、学校側と実習内容に関し連携してプログラムを整備すると共に、実習期間中に於いても継続的な連携を維持していく為の工夫を行っているが、マニュアル等の準備や基本姿勢の明文化はされていない。	20

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	苦情・相談窓口の設置がされており、内容的に公開できるものは、改善・対応の状況について公表している。尚、情報の公開については、HPがなく、法人・施設の理念や基本方針・提供する福祉サービスの内容・事業計画・事業報告・予算/決算情報等は公開されていない。	21

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされている。又、内部監査(監査法人)や外部監査(公認会計士)は実施されているが、その指導や指摘事項に基づく経営改善等は実施されていない。	22
--	---	---	----

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	「保育のご案内」に於いて、地域との関わりについて基本的な考え方が明文化されている。又、活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供しているが、地域との具体的な交流がなく、職員やボランティアが交流の支援を行う体制は整っていない。	23
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	幼少児が中心の施設である為、安全面を考慮しボランティアの受入は行っていない。	24
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	関係機関・団体に付いて、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成しており、職員会議で徹底する等、職員間での情報の共有化が図られている。特に保健センター・保健所・児相等とは定期・不定期に情報交換や課題の解決に向けての連絡会等を行っている。	25
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	法人組織である「ひなたぼっこ」を介して子育て相談の受け付けや、施設を開放しての保護者向ネール教室やクリスマスリース作り・親子の学習会・子育てサークルの支援等々、地域や保護者との交流を意図した取組を行っている。	26
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	法人組織である「ひなたぼっこ」を介して子育て相談の受け付け、保健センター・保健所・児相等との連携からも地域の福祉ニーズの把握に努めている。尚、ニーズに基づく具体的な事業・活動は計画されていない。	27

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	利用者を尊重した福祉サービスの実施に付いて就業規則に明示し、職員が理解し実践するための取組を行っているが、組織での勉強会や研修は実施されていない。	28
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	利用者の虐待防止等の権利擁護に付いては、就業規則に触れられており、職員の理解が図られているが、プライバシー保護に付いては、その定義付けを含め、規程・マニュアル等は整備されていない。	29
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	入園希望者に組織を紹介する資料として「保育のご案内」が策定されており、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっているが、公共施設等の多くの人が入手できる場所には置かれていない。	30
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料(入園のしおり)を用いて説明しているが、意思決定が困難な利用者への配慮に付いて、ルール化等の確認が出来ない。	31
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じない様に配慮されている。福祉サービスの利用が終了した後も、継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めており、「おひさまタイム」と称した同窓会を企画し、その後の様子の確認や相談にも応じている。	32
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	「保育士体験」に多くの保護者が参加しているが、その際のアンケートで満足度調査が行われており、年3回の懇談会と併せ満足度の把握が行われている。しかし、そのデータの分析や検討が行われていない為、具体的な改善には結び付いていない。	33
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の体制が整備され掲示もされているが、第三者委員への連絡方法が何処にも明示されていない為、この部分は機能していない。尚、検討内容や対応策に付いては、必ずフィードバックされており、利用者や家族等に配慮したうえで、公表もされている。	34

Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選ぶことをわかりやすく説明した文書を作成しており、所内掲示をすると共に懇談会等で説明をしている。又、相談室も準備されており、場合によっては他の部屋でも相談を受けている。	35
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	対応マニュアルは整備されていないが、職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすい様に配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めており、迅速な対応と併せ、組織的に対応している。	36
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメントに関しては、拡大会議やリーダー会議で話し合わせ、マニュアルを明確にし職員に周知されている。ヒヤリハットに関しても事例収集が行われ、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。しかし職員に対しての研修等は実施されておらず、対策の実施状況や実効性に付いて、定期的に評価・見直しは行われていない。	37
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すると共に、適宜、看護師による情報提供や勉強会が行われ、対応マニュアル等は定期的に見直されている。	38
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時の対応体制や利用者、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。食料や備品類等の備蓄に付いては、管理者を決めて備蓄を整備し始めた所である。	39

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	全てではないが、必要と思われる部分に付いては標準的な実施方法が適切に文書化されており、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じているが、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みは確立していない。	40
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められ、検証・見直しが定期的に実施されている。但し、検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容は反映されていない。	41
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されており、個別保育計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。保育計画は月毎のまとめとなっており、個別の記録管理とはなっておらず、実施計画どおりに福祉サービスが行われているかどうかを確認する仕組みとはなっていない。	42
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	個別保育計画の運用に付き、園で規定された運用方法がその通り適用されておらず、個人別の成長履歴を時系列で確認出来る仕組みにはなっていない。具体的には、個別保育計画は月次毎に全員が連続して記録されており、ある期間の個人の記録を確認しようとする各月のその子の記録を見る必要があり、連続した帳票として確認出来ない。【園の規程は個人別連続記録が義務付けられている】	43
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	記録方法に仕組として運用の違いと思われる部分はあるが、記録は月次毎に個人毎に行われている。情報の共有に付いては、園内で共有する為の仕組（回覧等）が確認出来ない。	44
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程により、利用者の記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定を定めており、利用者に関する記録の管理体制が確立しているが、職員に対する教育研修や利用者（保護者）への説明は足りないと感じる。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A－１ 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント	
A－１－（１） 養護と教育の一体的展開			
A－１－（１）－① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	b	保育課程は園の保育の方針や目標に基づいて編成されており、子どもの心身の発達や家庭、及び地域の実態に即した内容となっている。尚、定期的な評価・見直しは行われていない。	46

A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら、子どもが安心して人やものとかかわれる環境が整備されている。又、乳児を寝かせる場合等には、チェックリストを用いて呼吸や健康状態を定期的に確認している。	47
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	48
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	d	非該当	49
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	d	非該当	50
A-1-(2) 環境を通して行う保育			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。居室は子どもが心地よく過ごす事の出来る様、採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮されており、生活や食事・睡眠の為に心地よい生活空間が確保されている。	51
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	子どもが自分で着脱しやすい様に、衣類の整理の仕方や着方の援助に付いて、一人ひとりのかごを用意し工夫している。トイレに行く事をせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせている。子どもの体調に応じて、活動と休息のバランスが保たれる様に配慮している。	52
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	順番を守る、挨拶ができる、物を大切に扱う、当番活動等、子どもが役割を果たせるような取り組みが行われ、社会的ルールを身につけていく様に配慮している。子どもが友だちと協同して活動したり遊んだり出来る様な機会が提供されている。	53
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	季節や自然に対する興味を広げる為に、庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用したり、又、芋やきゅうり等の栽培により、遊びや環境の中で自然とかかわれる様、配慮している。	54
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	絵本の読み聞かせや紙芝居等、遊びや活動の中で様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。子どもが遊びの中で自分自身の興味・関心に応じて、職員自作の様々な楽器を楽しめる様になっている。	55
A-1-(3) 職員の資質向上			
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいるが、評価結果全体のとらえや課題の抽出がされていない為、互いの学び合いや意識の向上にはつなげていない。	56

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント	
A-2-(1) 生活と発達の連続性			
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズム、又、身体的成長の差等から生じる違いを十分に把握し、尊重している。子どもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応している。登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたりやさしく声をかけたりしている。	57
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	責任者は、障害児保育に関する研修を受けており、必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。子どもの状態を観察しながら現在に至っているため、個別保育計画は遅れている。	58
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b	子どもの状況に付いては、「申し送り事項」票を使用して職員間の引継ぎを適切に行っている。時間外は異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。夕食や軽食に付いては、帰宅してからの食事の要望もあり、提供されていない。	59
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場			
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	アセスメント時にも確認されているが、既往症や予防接種の状況に付いて常に保護者から情報を得られる様に努めている。又、体調のすぐれない子どもに付いては、37.8℃の熱までは受入れている等、かなり柔軟に対応している。	60
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	食育の一環としてパン作りやクッキー作りを取り入れ、子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。個人差や食欲に応じて、量を加減できる様に対応している。又、季節感のあるBGMを静かに流したりして、子どもが落ち着いて食事を楽しめる様な雰囲気作りをしてい	61

A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。セラミック製を使う等、食器の材質や形などに配慮している。	62
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康診断・歯科健診の結果が記録され、職員に周知されている。又、家庭での保育に有効に反映される様、結果を保護者に伝えており、保健計画等に反映させ、保育が行われている。	63
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制			
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患の子どもに関し、主治医等による細かい指示の下、保育所での生活に配慮をしている。アトピー性皮膚炎や食物アレルギーの子どもに対して、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。食事の提供に於いて、他の子どもたちとの相違に個別に配慮している。	64
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	担当者等を中心にしての調理会議に於いて、衛生管理に関する検討がされている。衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っており、定期的に見直しがされている。	65

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント	
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	サンプルの掲示やレシピの提示は行われていないが、保育士体験等の機会を捉えて保護者が試食できる機会を設ける等、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。又、連絡ノート等により、家庭での食事の状況を把握している。	66
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。日常的には連絡帳への記載等により、情報交換を行っている。	67
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	子どもの発達や育児などについて、懇談会等の話し合いの場に加えて、保育士体験の様な保護者と共通の理解を得る為の機会を設けている。	68
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	児童虐待を発見した場合の対応等に付いて、マニュアルやそれに基づく職員研修は実施されていないが、通常の保育の中で身体の確認をして、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。	69